

## 【シンガポール】資源持続法の改正

海外立法情報課 日野 智豪

\* 2023年4月3日、より持続可能な消費習慣への転換を図るため、資源持続法が改正された。  
この改正により、使い捨てレジ袋の有料化、飲料容器返却制度等、新たな取組が導入される。

### 1 2019年資源持続法

シンガポールでは、廃棄物ゼロ社会の実現に向け、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を国内で促進する制度を導入するため、全8章52か条及び附則1編から成る2019年資源持続法<sup>1</sup>（以下「2019年法」）が、2019年9月23日に制定された（同年10月4日公布、2020年1月1日から段階的に施行、2021年7月1日までに第5章を除く全ての条項が施行）。2019年法は、再利用及び再生利用を促進するための主要な責任を製造者等に義務付ける製造者責任制度（第6章）を導入し、①電気・電子機器の製造者・小売業者の廃棄物等回収・処分義務（第3章）、②包装製造者の包装製造、輸入等に関連する国家環境庁（National Environment Agency）<sup>2</sup>への業績報告義務（第4章）、③食品廃棄物の分別義務（第5章）等に取り組むための法的枠組みを規定したものである。

### 2 2019年法の改正

シンガポールの家庭廃棄物の約60%はプラスチックであるが、国家環境庁の統計によると、2020年に再生利用されたプラスチック廃棄物は、全てのプラスチック廃棄物の僅か4%であったことが報告されている<sup>3</sup>。このような資源の使い捨てというシンガポール国民及び永住権取得者の消費習慣を是正し、より持続可能な消費習慣への転換を図り、製造者が自社製品を確実に再生利用する責任を強化する手段として、①プラスチック廃棄物の発生抑制を図るために使い捨てレジ袋を有料化し、②プラスチック廃棄物の再生利用を図るために飲料容器返却制度を導入し、また、③2019年法において未施行であった、食品廃棄物に関して規定された第5章を全面改正すること等が盛り込まれた資源持続法改正法案が、2023年2月6日に、シンガポール議会に提出された。同法案は、同年3月22日に可決され、同年4月3日、ハリマ・ヤコブ（Halima Yacob）大統領（当時）の署名を経て、全10か条から成る2023年資源持続（改正）法<sup>4</sup>が制定された（同年4月28日公布、同年5月26日一部施行）。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年1月10日である。

<sup>1</sup> Resource Sustainability Act 2019 (No.29 of 2019). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/29-2019/Published/20211231?DocDate=20191004>>; 日野智豪「【シンガポール】資源持続法の制定」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.24-25. <<https://doi.org/10.11501/11480106>>

<sup>2</sup> 持続・環境省（Ministry of Sustainability and Environment）の下で環境政策を実施する組織で、廃棄物やリサイクルに関わる実務に携わる。2002年7月1日に持続・環境省（当時は環境省）から独立して法定機関となった。National Environment Agency Act 2002 (No.4 of 2002). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/4-2002/Published/20030731?DocDate=20020617>>

<sup>3</sup> Koh Wan Ting, “Consumers of Pre-packaged Drinks May Have to Pay 10-20 Cent Deposit under Proposed Recycling Scheme,” *Channel News Asia*, 2022.9.20. <<https://www.channelnewsasia.com/singapore/nea-beverage-container-deposit-recycling-scheme-refund-can-plastic-bottle-2943576>>

<sup>4</sup> Resource Sustainability (Amendment) Act 2023 (No.14 of 2023). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/14-2023/Published/20230428?DocDate=20230428>>

### 3 改正法の主な内容

#### (1) 使い捨てレジ袋の有料化（第4A章（第23A条～第23L条）の新設）

使い捨てレジ袋の料金は、0.05 シンガポールドル<sup>5</sup>に設定される（第23A条）。登録された小売業者は、次のような事項を行わなければならない。①顧客に対する使い捨てレジ袋料金の徴収（第23F条）、②料金徴収に関する顧客への周知及び領収書（レシート）を発行する場合の使い捨てレジ袋料金の別途記載（第23H条）、③顧客に提供した使い捨てレジ袋の数量等の情報の文書化及び国家環境庁への報告（第23I条）、④第23I条に規定される文書記録等の保管及び維持（第23J条）、⑤顧客に提供した使い捨てレジ袋の数量、徴収金額等に関する情報の公開（第23K条）。また、国家環境庁は、第23K条に基づいて公表された情報が不正確である場合、当該情報の修正、再計算及び再公表を当該小売業者に指示することができる（第23L条）。

#### (2) 飲料容器返却制度（第4B章（第23M条～第23X条）の新設）

飲料製造業者は、飲料容器の認可制度（製造者責任制度）に加入しなければ、預り金<sup>6</sup>マーク（deposit mark）を貼付した飲料製品をシンガポールで販売してはならない（第23O条）。また、飲料製造業者は、対象となる飲料容器に①顧客が対象となる飲料製品を識別するための預り金マーク、②飲料容器の返却ポイントでの空の飲料容器の受入れを容易にするためのバーコードを貼付しなければならない（第23P条）。預り金は、飲料容器の再生利用のための返却を確実にし、又は促進する目的で、預り金マークの貼付された全ての飲料製品に適用される。飲料製造業者を含む販売者は、預り金マークが貼付された飲料製品を消費者に提供する場合、預り金を徴収しなければならない（第23Q条）。また、飲料容器の製造者責任制度の運営者は、全ての対象飲料製品について預り金<sup>7</sup>を製造者から徴収しなければならない（第23R条）。この法律により特定された者<sup>8</sup>が、飲料容器の返却ポイントを設置することが義務付けられ（第23S条）、返却ポイント設置者は、消費者から飲料容器が返却された際、預り金マーク及びバーコードが破損して読み取りができない場合等を除き、預り金を消費者に返金しなければならない（第23U条）。また、消費者から飲料容器が返却されると、販売者が飲料容器の製造者責任制度の運営者に納入していた預り金が、販売者に返金される<sup>9</sup>。

#### (3) 食品廃棄物（第5章の全面改正）

産業・商業施設の管理者は、①施設内で処理された食品廃棄物の量、②施設内で処理された食品廃棄物の処理費用、③認可された廃棄物処理施設又は公共の廃棄物処理施設で処理された食品廃棄物の量等の情報を文書化し、国家環境庁に報告しなければならない（第27C条）。また、2019年法の第5章では、新築された産業・商業施設の管理者は、分別された食品廃棄物を施設内で処理しなければならないことが規定されていたが、改正法第5章では、国家環境庁の承認があれば、分別された食品廃棄物を施設外で処理することが認められる（第27B条）。

<sup>5</sup> 1 シンガポールドルは約 111 円（令和 6 年 1 月分報告省令レート）。

<sup>6</sup> 預り金は、0.1 シンガポールドルが想定されている。“Opening Speech by Dr Amy Khor, Senior Minister of State for Sustainability and the Environment, for the Second Reading of the Resource Sustainability (Amendment) Bill on 21 March 2023,” 2023.3.21. Ministry of Sustainability and the Environment website <<https://www.mse.gov.sg/resource-room/category/2023-03-21-opening-speech-for-the-second-reading-of-the-rsa/>>

<sup>7</sup> 飲料製造者は、自社製品の制度への登録料及び空になった飲料容器の回収代行手数料として、市場に出回る容器ごとに、飲料容器の製造者責任制度の運営者に預り金を支払う。“Beverage Container Return Scheme.” National Environment Agency website <<https://www.nea.gov.sg/our-services/waste-management/beverage-container-return-scheme>>

<sup>8</sup> 床面積が 200 平方メートル以上のスーパーマーケット等が想定されている。ibid.

<sup>9</sup> ibid.